

長野市市税条例の一部改正について

公益信託制度改正に伴う寄附金税額控除の規定の見直し
【個人市民税】

財政部 市民税課

公益信託制度の改正に伴う寄附金税額控除の規定の見直し(第23条関係)

【令和6年度税制改正に伴う改正】

公益信託制度が改正されたことに伴い、市税条例で寄附金税額控除の対象としている『**認定特定公益信託(旧制度)**』(※)について、『**新たな公益信託(新制度)**』に改正するなど、関係規定を整備をする。

(※)認定特定公益信託とは

公益信託として認可され、かつ、その信託の目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等一定のもののうち、その目的に関し相当と認められる業績が維持できることにつき主務大臣の認定を受けているもの。

1 改正の概要

改正内容	改正前	改正後
控除の対象となる寄附金	認定特定公益信託の信託財産とするために支出した 金銭 のうち、市長が指定したもの	公益信託 に係る信託事務に関連する 寄附金 のうち、市長が指定したもの (寄附金は金銭以外に不動産や美術品等)

※その他、所要の規定の見直しを行う

2 影響額

実績なし (本市において寄附金控除対象となる公益信託の申請は過去になし)

3 施行日

公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日に属する翌年の1月1日(令和9年1月1日予定)

【公益信託とは】

- ・ **委託者**(財産を有する者)が、公益目的のため、その財産を**受託者**に託し、受託者の専門性を活用し**公益信託事務**を実施することで公益目的の実現を図る制度。

【公益信託制度の課題と改正】

- ・ 主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことを背景に、公益法人と比べ利用されていないという現状(法律が大正11年制定のため)。
- ・ このことから、国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図ることを目的に、令和6年通常国会において、「公益信託に関する法律」の全部改正法として、「公益信託に関する法律」が成立し、令和8年4月に施行される予定。

公益信託のイメージ(新制度)



【公益信託制度の改正内容(主なもの)】

公益信託制度の改正		改正前	改正後
①	信託財産の範囲を拡大	事実上、 金銭 に限定 (特定公益信託、認定特定公益信託)	金銭に加え、 有価証券、不動産、美術品等 を信託財産にすることが可能
②	信託事務の範囲を拡大	主に 助成	助成に加えて、助成以外のさまざまな公益的活動が可能 (学生寮・美術館の運営 など)
③	受託者の範囲を拡大	事実上、 信託会社 に限定 (特定公益信託、認定特定公益信託)	認可基準を満たせば、信託会社に加え 公益法人・NPO法人等 も受託者になることが可能。法人に限らず 個人 も受託者になることが可能。
④	主務官庁制の廃止	主務官庁 による許可・監督	公益信託の認可・監督が 公益法人と同一の行政庁 に一元化され、 認可・監督の基準も統一 される。